国立大学法人鹿屋体育大学学長の任期に関する規則

〔平成２７年１０月２３日
規　則　第　３　５　号〕
改　正　令和４年３月１４日
規　則　第　１　９　号

（趣旨）
第１条　この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学学長選考規則（平成 27 年規則第 29 号）第 18 条の規定に基づき、国立大学法人鹿屋体育大学学長（以下「学長」という。）の任期に関する事項について定めるものとする。

（任期）
第２条　学長の任期は、６年とする。
２　学長は、引き続き再任されることができない。
３　第１項の規定にかかわらず、任期の始期が４月１日でない者に係る任期は、当該始期から５年を経過した日の属する年度の末日までの期間とする。

（その他）
第３条　この規則に定めるもののほか，学長の任期に関し必要な事項は、国立大学法人鹿屋体育大学学長選考・監察会議が定めるものとする。

附　則
この規則は、平成２７年１０月２３日から施行する。

附　則（令４．３．１４規則第１９号）
この規則は、令和４年４月１日から施行する。